

令和6・7年度 入札参加資格審査申請要領【物品・委託業務等】

扶桑町が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札（オープンカウンタを含む。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 国税、愛知県税及び扶桑町税が未納でないこと（ただし、愛知県税及び扶桑町税については、それぞれ納税義務がある事業者に限る。）。
- (4) 「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月4日付け丹羽郡扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

2 申請の方法

- (1) 申請を行おうとする者は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、必要項目（申請データ）を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

※ 申請内容を十分確認したうえで送信してください。

- (2) 申請は、「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。

○ 継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、平成20・21年度以降資格の承認を受けている方

○ 新規申請

電子調達システム（物品等）により申請を初めて行う方

(3) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。

(4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店を含む）に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。

(5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。

(6) 申請できる営業種目は別紙「業務分類一覧表」のとおりです。

(7) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体（※）及び申請先自治体に後記「4別送書類」を提出してください。

※ 共通事項の書面確認を代表して行う自治体のことであり、申請先団体が担当します。

申請先団体が複数ある場合には、一定のルールにより自動的に指定されます。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年2月16日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

申請データ送信後、原則郵送により以下の書類を各1部、提出期限までに提出してください。別送書類（各種証明書）は、申請日（申請データ送信日）において発行日より3か月以内のものとなります。（鮮明であれば写し可）。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

書類名	備考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの。
履歴事項全部証明書	法人の方のみ（法務局で発行したもの）
身元（分）証明書	個人の方のみ（本籍地の市区町村で発行したもの） （日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書）

	の写し（両面）
登記されていないことの証明書 （後見・保佐・補助を受けていないことの証明）	個人の方のみ（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行したもの） ※ 東京法務局では郵送申請も可能
納税証明書（国税）	税務署で発行する納税証明書 法人の方：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3） 個人の方：所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
納税証明書（愛知県税） ※ 共通審査自治体が「愛知県」の場合は提出不要	愛知県の県税事務所で発行する納税証明書（未納の税額のないこと用） 法人の方：法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割 個人の方：個人事業税、自動車税種別割 ※ 愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

（2）扶桑町に提出する書類

書類名	備考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの。
完納証明書又は納税証明書（扶桑町税）	法人の方：完納証明書又は法人町民税、固定資産税の納税証明書（未納の税額のないもの） 個人の方：完納証明書又は町県民税、固定資産税、国民健康保険税の納税証明書（未納の税額のないもの） ※申請直近の事業年度2年間分の納税証明書

（3）提出期限

ア 定時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から7日以内。

（最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着。）

イ 随時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から7日以内。

※ 上記ア、イの提出期限が休日（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

（4）提出先

ア 共通審査自治体

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

イ 扶桑町

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町役場 総務部行政課 行政グループ
電話(0587)92-4105(直通)

5 資格審査

資格審査は、申請データ及び4により提出された書類により行い、資格要件を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム(物品等)にログインして「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限(期限が明記されていない場合は5日以内)までに補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、この通知後、電子調達システム(物品等)にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、「許可・登録等」、「契約実績」、「特約・代理店」に該当する届出項目がある場合は、電子調達システム(物品等)により「追加届」を入力し送信してください。

9 資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

(1) 定時受付

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日(名簿登載日)から令和8年3月31日まで有効とします。

(毎月15日までに審査が完了した申請は、翌月1日が入札参加資格を決定した日になります。)

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム(物品等)により変更手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和6年4月1日から可能となります。

11 その他

(1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入

札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

- (2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品等）はメンテナンス等のため、一時休止することがあります。
- (6) 本電子申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはICカードの購入、登録が必要になります。
- (7) 書面での入札参加資格申請は受け付けません

12 問い合わせ先

- (1) 申請内容等に関すること
扶桑町役場 総務部行政課 行政グループ
電 話（0587）92-4105（直通）
- (2) システム（操作方法等）等に関すること
あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク
電 話（0120）-511-270
メール helpdesk@buppin.e-aichi.jp